

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関ヶ原町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

関ヶ原町

公表日

令和5年1月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(法)に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者全てを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め⑥保険料の賦課・収納要件の確認、保険料額の通知及び徴収 ⑦転入届、転居届、転出届、世帯変更等の届出又は職権に基づく被保険者の資格の取得及び喪失 ⑧滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うための滞納情報の管理 ⑨被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 ⑩公金受取口座への還付金等の受取</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は、整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(国保連合会)又は社会保険診療報酬支払基金(支払基金)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報等の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険料システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバー、新国保総合システムおよび国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル、国民健康保険料システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第1主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保健法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法19条第8号及び別表第2の42、43、44、45、121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条 オンライン資格確認 国民健康保健法 第113条の3 第1項及び第2項 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関ヶ原町役場住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58 0584-43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関ヶ原町役場住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58 0584-43-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	I 1. ②事務の概要	⑥保険料の賦課・徴収	⑥保険料の賦課・収納要件の確認、保険料額の通知及び徴収	事後	
平成28年9月16日	I 1. ②事務の概要		⑦転入届、転居届、転出届、世帯変更等の届出又は職権に基づく被保険者の資格の取得及び喪失	事後	
平成28年9月16日	I 1. ②事務の概要		⑧滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うための滞納情報の管理	事後	
平成28年9月16日	I 5. ②評価実施機関における担当部署	住民課長 河島玲子	住民課長 三宅芳浩	事後	
平成28年9月16日	II 1. いつの時点の計数か	平成26年7月19日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年9月16日	II 2. いつの時点の計数か	平成26年7月8日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月4日	I 1 ②事務の概要		⑨被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。	事後	
平成29年4月4日	I 1 ③システムの名称		次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	
平成29年4月4日	II 1. いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月4日	II 2. いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
令和2年6月23日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第1主務省令で定める事務を定める命令第24条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月23日	I 4 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43、44、45の項)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項)</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 番号法19条第7号及び別表第2の42、43、44、45の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条</p>	事前	
令和2年6月23日	IV 8 実施の有無	自己点検	内部監査	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	I 1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理</p> <p>③保険給付の支給</p> <p>④保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>⑤保険給付の一時差止め</p> <p>⑥保険料の賦課・収納要件の確認、保険料額の通知及び徴収</p> <p>⑦転入届、転居届、転出届、世帯変更等の届出又は職権に基づく被保険者の資格の取得及び喪失</p> <p>⑧滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うための滞納情報の管理</p> <p>⑨被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理</p> <p>③保険給付の支給</p> <p>④保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>⑤保険給付の一時差止め</p> <p>⑥保険料の賦課・収納要件の確認、保険料額の通知及び徴収</p> <p>⑦転入届、転居届、転出届、世帯変更等の届出又は職権に基づく被保険者の資格の取得及び喪失</p> <p>⑧滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うための滞納情報の管理</p> <p>⑨被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>	事後	
令和3年3月15日	I 1. ③システムの名称	<p>国民健康保険システム、国民健康保険料システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム</p>	<p>国民健康保険システム、国民健康保険料システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバー、新国保総合システムおよび国保情報集約システム</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	I 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第1主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第1主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保健法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年3月15日	I 4 . ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法19条第7号及び別表第2の42、43、44、45の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法19条第7号及び別表第2の42、43、44、45の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条 オンライン資格確認 国民健康保健法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I 4 . ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項)</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>番号法19条第7号及び別表第2の42、43、44、45の項</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条</p> <p>オンライン資格確認</p> <p>国民健康保健法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項)</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>番号法19条第8号及び別表第2の42、43、44、45の項</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条</p> <p>オンライン資格確認</p> <p>国民健康保健法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和4年5月6日	II 1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成29年3月1日時点	いつの時点の計数か 令和4年4月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月6日	I 1 ②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理</p> <p>③保険給付の支給</p> <p>④保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>⑤保険給付の一時差止め</p> <p>⑥保険料の賦課・収納要件の確認、保険料額の通知及び徴収</p> <p>⑦転入届、転居届、転出届、世帯変更等の届出又は職権に基づく被保険者の資格の取得及び喪失</p> <p>⑧滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うための滞納情報の管理</p> <p>⑨被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して国民健康保険法(法)に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者全てを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理</p> <p>③保険給付の支給</p> <p>④保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>⑤保険給付の一時差止め</p> <p>⑥保険料の賦課・収納要件の確認、保険料額の通知及び徴収</p> <p>⑦転入届、転居届、転出届、世帯変更等の届出又は職権に基づく被保険者の資格の取得及び喪失</p> <p>⑧滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うための滞納情報の管理</p> <p>⑨被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>⑩公金受取口座への還付金等の受取</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータ</p>	事前	⑩公金受取口座への還付金等の受取を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月6日	I 4 . ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法19条第8号及び別表第2の42、43、44、45の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条 オンライン資格確認 国民健康保健法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法19条第8号及び別表第2の42、43、44、45、121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条 オンライン資格確認 国民健康保健法 第113条の3 第1項及び第2項 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</p>	事前	